

長崎市監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年2月15日

長崎市監査委員	三井敏弘
同	三谷利博
同	奥村修計
同	林広文

令和3年度

監査報告

財政援助団体等監査

長崎市観光客誘致推進実行委員会

文化観光部 観光交流推進室

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会

原爆被爆対策部 調査課

出島V O F

文化観光部 出島復元整備室

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財政援助団体等監査

第2 監査の対象

1 財政援助団体

団体名	所管部局	所管課
長崎市観光客誘致推進実行委員会	文化観光部	観光交流推進室

2 指定管理者

指定管理者名	公の施設	所管部局	所管課
公益財団法人 長崎原子爆弾被爆者 対策協議会	長崎市原子爆弾被爆者 健康管理センター	原爆被爆対策部	調査課
出島VOF	出島	文化観光部	出島復元整備室

第3 監査の範囲

令和2年度の財政援助等（財政援助及び公の施設の指定管理）に係る出納その他の事務

第4 監査の期間

令和3年8月6日から令和4年1月28日まで

第5 監査の着眼点

1 主な着眼点

(1) 財政援助団体

- ア 所管部局関係 負担金の交付手続き
- イ 団体関係 負担金に係る収支状況

(2) 公の施設の指定管理

- ア 所管部局関係 指定管理者の指定手続き、モニタリング状況
- イ 団体関係 公の施設の管理状況、協定書の履行状況

第6 監査の実施内容

出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取し、現地調査を行った。

第7 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

監査の結果は次に述べるとおりである。

長崎市観光客誘致推進実行委員会

1 団体の概要

(1) 名称等について

- ア 名 称 長崎市観光客誘致推進実行委員会
- イ 所 在 地 長崎市桜町4番1号
- ウ 設立年月日 平成18年5月15日

(2) 設立目的について

長崎市観光客誘致推進実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、観光客誘致のための効果的な宣伝活動の展開を図ること並びに修学旅行をはじめとする教育旅行の誘致及び受入体制の整備を図ることを目的とする。

(3) 事業について

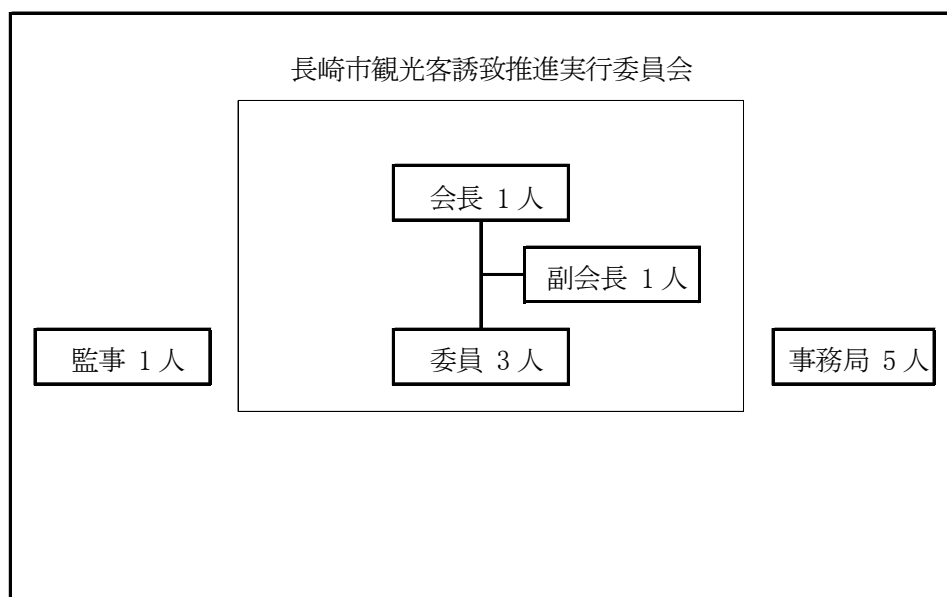
事業は、次のとおりである。

- ア 観光客誘致対策事業
- イ 教育旅行誘致対策事業
- ウ 学校等訪問活動事業
- エ 体験学習プログラム推進事業
- オ その他本会の目的を達成するための必要な事業

(4) 組織及び事業概要について

ア 組織は、次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)



イ 事業の概要は、次のとおりである。

【一般会計】

(ア) 国内観光客誘致事業

a 一般観光客誘致対策宣伝活動

(a) 観光プロモーション活動

I まつり交流事業

ロマン長崎による長崎観光 PR・全国のまつりへの参加

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全て中止

II その他プロモーション事業

新しい生活様式に対応した長崎さるく PR

長崎市恐竜博物館の無料配布用記念品（エコバッグ、クリアファイル）
の制作など

(b) フィルムコミッション支援活動

映画「天外者」公開とタイアップし、SNS キャンペーンを実施

(c) その他宣伝活動（首都圏観光客誘致宣伝活動）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いイベントが縮小、中止

b 旅行代理店等対策活動（令和3年度から（一社）長崎国際観光コンベンション
協会で事業を行っている。）

(a) 旅行代理店等セールス活動

旅行新聞「九州特集号」広告出稿

(イ) 修学旅行誘致対策事業

a 誘致セールス活動

(a) 長崎県観光連盟との共催による学校等訪問活動

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全て中止

(b) 日本修学旅行協会、全国修学旅行研究協会との連携

「月刊誌 教育旅行」へ長崎市の観光情報の掲載やウェブ上での観光情報
のアップなど連携した情報発信を実施

(c) 長崎県観光連盟と連携し、修学旅行が中止になった学校を対象としたリモート
修学旅行の実施

(d) SDG s 平和学習プログラムの策定

学習指導要領の改訂により、教育旅行の方向性がアクティブラーニング・
SDG s へシフトされることを想定し「長崎 SDG s 平和学習」プログラムの策定を
進めた

b 情報発信事業

学校及び旅行会社向け PR パンフレット「感動長崎」修学旅行ナビ本の作製

c 通信運搬費

修学旅行に関する資料を学校及び旅行会社へ送付

【特別会計】

(ア) お得に泊まって長崎市観光キャンペーン事業

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている観光業界の経済活性化を図るため、県民向けに宿泊クーポンを販売

<第1弾>

使用期間：令和2年6月16日（金）～9月30日（水）

販売枚数：49,868枚

販売金額：1,500円（3,000円宿泊クーポン+1,000円飲食・土産クーポン）

<第2弾>

使用期間：令和2年10月1日（木）～令和3年4月30日（金）

販売枚数：58,853枚

販売金額：1,500円（3,000円宿泊クーポン+500円土産・観光クーポン）

2 財政援助等の内容（長崎市国内観光客誘致推進実行委員会負担金）

（令和2年度の団体名称：長崎市国内観光客誘致推進実行委員会）

実行委員会の一般会計分は、上記の「国内観光客誘致事業」及び「修学旅行誘致対策事業」を実施するため、長崎市、（一社）長崎国際観光コンベンション協会及び長崎市宿泊施設協議会が負担金を支出している。

また、特別会計分は、上記の「お得に泊まって長崎市観光キャンペーン」を実施するため、長崎市が負担金を支出している。

負担金の内訳は、次のとおりである。

【一般会計】

(1) 負担金（長崎市分のみ） 8,224,773円

【特別会計】

(1) 負担金 248,868,962円

3 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会[長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター]

1 団体の概要

(1) 名称等について

ア 名 称 公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会

イ 所 在 地 長崎市茂里町2番41号

ウ 設立年月日 昭和33年10月6日

(平成24年4月1日 財団法人から公益財団法人へ移行)

(2) 設立目的について

公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（以下「原対協」という。）は、原子爆弾被爆者の医療及び援護等の対策を講じて、その推進を図り、被爆者の健康と福祉の増進に寄与することを目的としている。

(3) 事業について

事業は、次のとおりである。

ア 原子爆弾被爆者の健康診断その他の健診事業

イ 原子爆弾被爆者の健康管理及び健康指導

ウ 原子爆弾被爆者の相談及び援護事業

エ 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センターの運営管理

オ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

(1) 施設の概要

ア 名 称 長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

イ 設置目的 原子爆弾被爆者の健康の保持及び福祉の増進を図るため

ウ 所 在 地 長崎市茂里町2番41号

エ 施設概要 6階 総合受付、診察室、処置室、胸部撮影室など

7階 健康教育室、調理実習室、事務室など

(2) 指定管理の概要

ア 指 定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

イ 選 定 方 法 非公募

ウ 指定管理料（令和2年度） 委託料 253,827千円

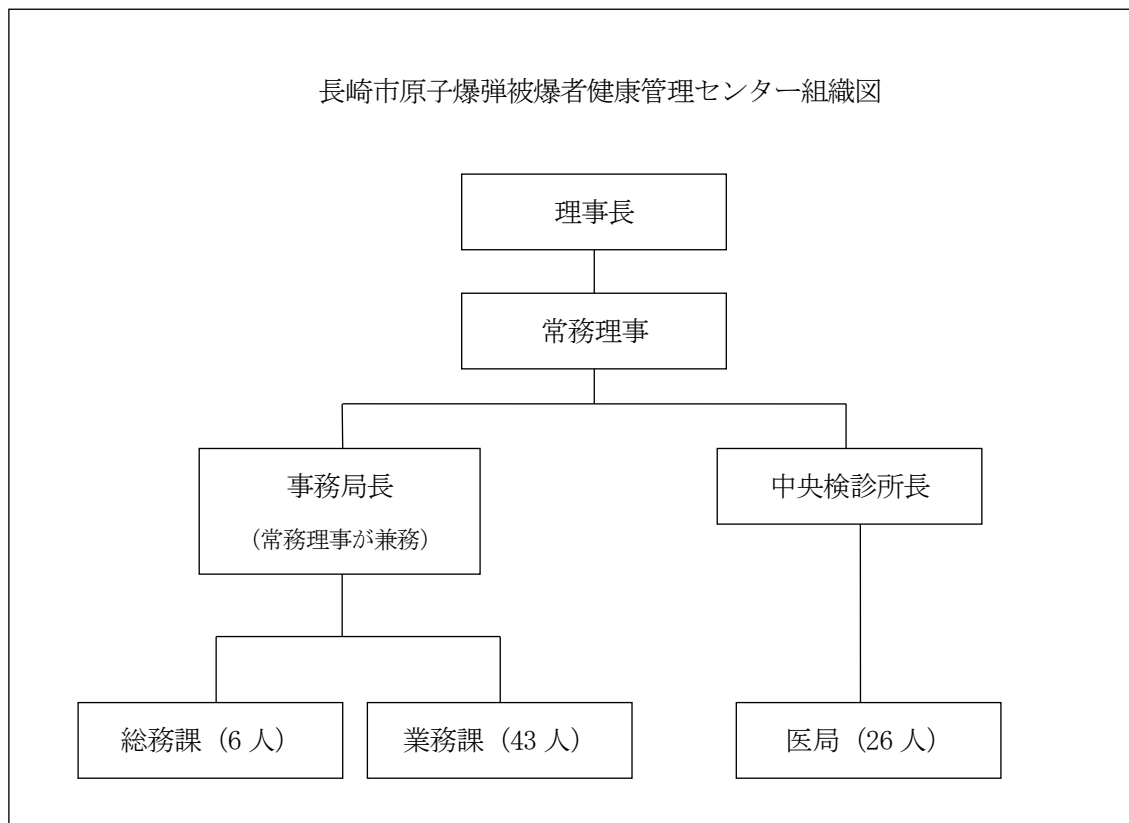
エ 利用料金制 なし

オ 指定管理者の業務の範囲

- (ア) 事業の実施に関する業務（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条に規定する健康診断の実施等）
- (イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務（保守点検、清掃、修繕等）
- (ウ) その他の業務（事業計画書及び収支予算書の作成等）

(3) 管理運営体制

(令和3年4月1日現在)



(4) 施設利用者数

施設利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和2年度の施設利用者数は36,054人で、前年度に比べ9,626人(21.1%)減少している。

(単位：人・%)

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年度比較	増減率
利用者数	59,740	54,286	50,293	45,680	36,054	△9,626	△21.1

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

(5) 収支決算状況

令和2年度の指定管理業務に係る収入は、健康診断委託料等 238,508 千円及び日常生活支援事業運営委託料 15,319 千円である。

支出については、指定管理業務と長崎市等から受託しているその他の業務について、会計区分が明確になっていないため確認することができなかった。

3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 事業報告書の作成について [調査課]

事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、利用状況等が記載された四半期毎の事業報告書は提出されているものの、協定書に明記していないため、年度事業報告書は提出させていない。また、指定管理業務の収支状況が確認できる書類も提出させていない。

事業報告書に必要な書類を提出させ、管理の実態を把握されたい。

(2) 第三者への業務委託に係る承認について [原対協、調査課]

業務委託について、第三者に委託する際、協定書第20条に規定する市の承認を得ていないもの及び市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出していないものが見受けられる。

原対協は、業務の一部を委託する場合はあらかじめ市の承認を得るとともに、市内の有資格者以外に委託する場合は、理由書を提出されたい。

また、調査課においては、第三者への委託状況を確認するとともに適切な指導を行われたい。

(3) モニタリングについて [調査課]

毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業報告書が提出されているか」について、年度事業報告書が提出されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。また、「外部委託先は適正か」について、指定管理者は管理業務の一部を外部に委託する場合に必要な市の承認を得ていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

出島VOF[出島]

1 団体の概要

(1) 名称等について

ア 名称 出島VOF※

※共同事業体を意味するオランダ語 Vennootschap Onder Firma の頭文字

イ 所在地 長崎市新地町3番17号

ウ 成立年月日 令和2年2月21日

(2) 設立目的について

出島VOFは、出島条例及び出島指定管理者募集要項に基づき、次の業務を共同連帯して行うことを目的としている。

ア 出島の管理に関する業務

イ アに付帯する業務（自主事業を含む）

(3) 構成団体について

長崎自動車株式会社（代表団体） 長崎市新地町3番17号

長崎バス商事株式会社 長崎市新地町2番10号

長崎バスホテルズ株式会社 長崎市新地町3番17号

長崎バス建物総合管理株式会社 長崎市茂里町1番55号

長崎総合警備株式会社 長崎市旭町3番6号

(4) 事業について

構成団体が行っている主な事業は、次のとおりである。

ア 長崎自動車株式会社

自動車運送業、不動産事業、自動車整備事業、太陽光発電事業

イ 長崎バス商事株式会社

生命保険募集代理店業、ターミナル売店事業、プレイガイド事業

ウ 長崎バスホテルズ株式会社

関連企業に対する経営の診断及び総合指導

エ 長崎バス建物総合管理株式会社

建物総合管理業（ビルメンテナンス業等）

オ 長崎総合警備株式会社

機械警備業務、施設常駐警備業務、警備輸送業務

2 財政援助等の内容（公の施設の指定管理）

（1）施設の概要

ア 名称 出島

イ 設置目的 国指定史跡である出島和蘭商館跡を保存するとともに、その歴史及び文化に親しむ場として活用を図り、もって市民の文化的向上に資する。

ウ 所在地 長崎市出島町6番1号

エ 施設概要 敷地面積 12,320.62 m² 建物延床面積 6,031.65 m²

建物名称	構造	建築/復元年	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)
一番船船頭部屋	木造	2000年（平成12年）復元	178.03	351.66
一番蔵	土蔵造	2000年（平成12年）復元	54.65	109.30
二番蔵	土蔵造	2000年（平成12年）復元	127.53	242.65
ヘトル部屋	木造	2000年（平成12年）復元	226.91	453.82
料理部屋	木造	2000年（平成12年）復元	59.62	59.62
三番蔵	土蔵造	2006年（平成18年）復元	116.37	216.25
拝礼筆者蘭人部屋	木造	2006年（平成18年）復元	116.51	215.96
カピタン部屋	木造	2006年（平成18年）復元	554.03	1,064.84
乙名部屋	木造	2006年（平成18年）復元	160.59	265.31
水門	木造	2006年（平成18年）復元	58.18	13.58
十六番蔵	RC造	2016年（平成28年）復元	47.09	86.89
筆者蘭人部屋	木造	2016年（平成28年）復元	170.09	316.41
十四番蔵	土蔵造	2016年（平成28年）復元	59.36	116.42
乙名詰所	木造	2016年（平成28年）復元	86.46	138.91
銅蔵・組頭部屋	土蔵造	2016年（平成28年）復元	144.66	275.07
旧石倉	石積造	1957年（昭和32年）復元	180.52	365.28
新石倉	石積造	1976年（昭和51年）復元	214.70	214.70
表門	木造	1990年（平成2年）復元	72.73	72.73
旧出島神学校	木造	1878年（明治11年）建設	391.64	783.28
旧長崎内外クラブ	木造	1903年（明治36年）建設	332.90	668.97
出島表門橋	鉄製	2017年（平成29年）架橋	-	-
			3,352.57	6,031.65

（2）指定管理の概要

ア 指定期間 令和2年4月1日～令和17年3月31日

イ 選定方法 公募

ウ 固定納付金 収支状況にかかわらず27,500千円

（令和2年度） 0千円（全額減額）

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み令和2年度から4年度までは全額減額

エ 変動納付金

(ア) 利用料金が 189,400 千円を超えた場合、超えた金額の 45%相当

(令和 2 年度) 利用料金分 0 千円

(イ) 売店及びレストランの運営により利益が生じた場合、利益の 45%相当

(令和 2 年度) 売店分 0 千円

レストラン分 0 千円

(ウ) 自主事業により利益が生じた場合、利益の 45%相当

(令和 2 年度) 自主事業分 (着物レンタル事業) 183 千円

(エ) 施設及び設備の修繕の精算に係る納付金 年間上限額 7,700 千円 (税込)
を下回る場合、年間上限額から当該年度の修繕に係る実績額を差し引いた額

(令和 2 年度) 修繕の精算に係る納付金 2 千円

(オ) 市が継続して契約している長期継続契約に係る委託料等相当額

(令和 2 年度) 委託料等相当額納付金 678 千円

オ 指定管理料 新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響に対する運営費
負担金

(令和 2 年度) 負担金 88,063 千円

(修繕に係る委託料 7,700 千円を含む。)

カ 利用料金制 あり

キ 指定管理者の業務の範囲

(ア) 施設の運営に関する業務

- a 施設の受付、案内
- b 附属設備の利用の許可
- c 出島の利用に係る料金の徴収
- d 売店及びレストランの運営

(イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- a 施設及び設備の保守点検
- b 施設及び敷地内の清掃
- c 施設等の修繕
- d その他の維持管理

(ウ) その他の業務

- a 事業計画書及び収支予算書の作成
- b 事業報告書の作成
- c 施設の環境マネジメントシステムの運用に必要な記録の報告

- d 入場者等からの苦情への対応
 - e 職員研修
 - f 入場者増加に向けた広報・PR活動
 - g 緊急時の対応
- (エ) その他、市が必要と認める業務

(3) 管理運営体制

(令和3年4月1日現在)



(4) 利用者数

利用者数の推移は、次表のとおりである。

令和2年度の利用者数は165,191人で、前年度に比べ293,956人(64.02%)減少している。

(単位：人・%)

年 度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	前年度比較	増減率
利用者数	416,999	520,701	532,013	459,147	165,191	△293,956	△64.02

注 年号については、30年度以前は「平成」を、元年度以降は「令和」を表す。

(5) 収支決算状況

収支決算状況は、別表1「令和2年度 出島の管理に関する業務の収支状況」のとおりである。

収支決算については、指定管理業務（売店及びレストラン運営業務を除く）、売店運営業務、レストラン運営業務及び自主事業に区分されており、その決算状況は次のとおりである。

ア 指定管理業務（売店及びレストラン運営業務を除く）

収入の主なものは、市からの運営費負担金 88,063 千円及び施設の利用料金収入 50,199 千円である。

支出の主なものは、人件費 53,658 千円、委託料 63,173 千円及び需用費 17,031 千円である。

イ 売店運営業務

収入の主なものは、売店売上収入 26,383 千円である。

支出の主なものは、売上原価 18,069 千円及び人件費 13,081 千円である。

ウ レストラン運営業務

収入の主なものは、アライアンス（運営支援）契約収入 684 千円である。

支出の主なものは、人件費 1,639 千円である。

エ 自主事業

収入の主なものは、アライアンス（運営支援）契約収入 407 千円である。

経費は発生しておらず、支出は変動納付金 183 千円である。

3 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務について、次のとおり改善を要する事項が認められた。

なお、軽微な事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

(1) 固定納付金の積算について

[出島復元整備室]

指定管理者の公募に伴う固定納付金（下限額）の積算を誤っていたため、適正な金額よりも 2,700 千円高い金額で積算し、公募を実施していた。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度の3か年については、固定納付金を全額減額し、令和5年度以降については、固定納付金の有無及び額について協議する旨協定書を変更している。

固定納付金は、指定管理者の収支に影響を与えるにとどまらず、公の施設の適切な管理運営にも関わるものであるため、15年におよぶ指定期間を通して安定

的な管理が行われるよう、令和5年度以降の固定納付金を決定する際には、適正な積算を行われたい。

(2) 公の施設の範囲外にある物件の管理等について [出島復元整備室]

出島条例第1条は、「出島を長崎市出島町6番1号に設ける。」と規定している。しかしながら、出島対岸の出島表門橋公園（江戸町）内に移植されたシーボルト里帰り植物の管理を指定管理者に行わせていた。

また、同公園内に設置されている「ディック・ブルーナ・イラストレーション」に係る使用料を指定管理者に負担させていた。

出島復元整備室においては、指定管理の対象が公の施設であることを再認識し、条例を遵守されたい。

(3) 事業報告書について [出島VOF、出島復元整備室]

事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った計数・表記での報告等が散見された。

出島VOFは、適正な内容が記載された事業報告書を提出されたい。

また、出島復元整備室においては、事業報告書の点検を行い、報告内容に不備があった場合は必要な指示を行うとともに、施設の管理運営状況及び収支状況を適切に把握されたい。

(4) レストランの運営について [出島VOF、出島復元整備室]

指定管理者が行う本業務であるレストランの運営に関する業務の再委託について、令和2年4月1日に承認しているが、出島復元整備室は、令和3年5月に実施したモニタリングまで、再委託の契約内容を把握していなかった。

また、出島VOFは、当該モニタリングまで、レストランの運営に関する業務を自主事業と誤認しており、現在のレストランの運営形態についても、指定管理者公募時の提案内容とは異なったものとなっていた。

出島復元整備室は、モニタリング時に、レストラン運営に関して、「レストラン運営に関するアライアンス契約書」と「レストラン運営請負契約書」の二つの契約が存在することを確認しているが、令和2年度におけるレストラン運営に係る変動納付金の算定基礎を、アライアンス契約に基づく収支のみとしていた。

出島VOF及び出島復元整備室は、レストラン運営のあり方について、整理を行われたい。

(5) モニタリングについて

[出島復元整備室]

指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「必要な報告（日報、月報、年報）がなされているか」について、適正な内容の報告が行われていないにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。

モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。

監査委員の意見

監査結果については、前述のとおりだが監査委員として次のとおり意見を述べる。

1 指定管理者制度について

[行政体制整備室]

指定管理業務については、毎年度、監査を実施しているところであるが、依然として適切なモニタリングが行われていない。

長崎市においては、モニタリングの実施方法等を定めた指定管理者制度に関する指針や協定書（記載例）等のマニュアルを作成し本業務を実施しているが、利用料金や再委託等の各種承認に関する決裁区分の明確な提示がないため、施設を所管する各所属の運用が統一されておらず、また、協定書やモニタリングに対する各所属の理解も不足している。

特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、各所属は、本制度に対する根本的な理解を深めるとともにモニタリング機能の重要性について、再度、認識する必要がある。

指定管理者制度に関するマニュアルを今一度整理した上で、より具体的な基準や詳細な取り扱いを定め、統一的な運用が行われるよう、施設を所管する全ての所属に対し周知徹底を図るとともに、各施設の特性を理解し、実情を踏まえた施設の管理運営ができるよう各所属と指定管理者の認識の共有化を図るための方策について検討されたい。

令和2年度「出島の管理に関する業務」の収支状況

1 指定管理業務（売店及びレストラン運営業務を除く）

収入の部

(単位：円、消費税込み)

項目	金額
収入合計 (A)	140,211,500
運営経費負担金	88,062,855
運営経費負担金 (修繕料除く)	80,362,855
運営経費負担金 (修繕料)	7,700,000
営業収入、営業外収益、特別利益	52,148,645
営業収入	52,138,360
営業収入 (利用料金収入)	50,199,170
営業収入 (アライアンスフィー)	1,786,400
営業収入 (イベント収入)	99,000
営業収入 (その他)	53,790
営業外収益	40
特別利益	10,245

支出の部

(単位：円、消費税込み)

項目	金額	
人件費	給料 (賞与含む)	40,839,590
	手当	5,380,308
	法定福利費 (厚生福利費含む)	7,438,551
	小計	53,658,449
管理費	需用費 (消耗品費、光熱水費など)	17,031,045
	修繕料	8,996,586
	役務費 (通信運搬費、手数料など)	4,158,134
	委託料 (施設・設備維持管理に係る委託料など)	63,173,254
	使用料・賃借料	167,420
	公課費 (事業所税、印紙税など)	1,739,800
	小計	95,266,239
人件費+管理費 小計	148,924,688	
営業外費用	0	
特別損失	0	
その他	固定納付金	0
	変動納付金	680,434
	小計	680,434
支出合計 (B)	149,605,122	
収支 (A) - (B) ※指定管理者負担経費	△ 9,393,622	

2 指定管理業務（売店）

収入の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額
収入合計（A）	34,003,643
営業収入、営業外収益、特別利益	34,003,643
営業収入	26,383,161
営業収入（売上）	26,383,161
営業外収益	49,377
特別利益	7,571,105

支出の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額	
売上原価（仕入高）	18,069,330	
人件費	給料（賞与含む）	9,817,854
	手当	1,016,000
	法定福利費（厚生福利費含む）	2,246,885
	小計	13,080,739
管理費	需用費（消耗品費、光熱水費など）	2,434,022
	修繕料	0
	役務費（通信運搬費、手数料など）	2,293,087
	委託料（施設・設備維持管理に係る委託料など）	220,478
	使用料・賃借料	0
	公課費（事業所税、印紙税など）	4,000
	小計	4,951,587
人件費＋管理費 小計	18,032,326	
営業外費用	7,134	
特別損失	0	
その他	固定納付金	—
	変動納付金	0
	小計	0
支出合計（B）	36,108,790	
収支（A）－（B）	△ 2,105,147	

3 指定管理業務（レストラン）

収入の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額
収入合計（A）	684,200
営業収入	684,200
営業収入（アライアンスフィー）	684,200

支出の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額	
人件費	給料（賞与含む）	1,414,039
	手当	0
	法定福利費（厚生福利費含む）	225,220
	小計	1,639,259
管理費	需用費（消耗品費、光熱水費など）	387,180
	修繕料	0
	役務費（通信運搬費、手数料など）	194,700
	委託料（施設・設備維持管理に係る委託料など）	100,000
	使用料・賃借料	0
	公課費（事業所税、印紙税など）	0
	小計	681,880
人件費＋管理費 小計	2,321,139	
営業外費用	0	
特別損失	0	
その他	固定納付金	—
	変動納付金	0
	小計	0
支出合計（B）	2,321,139	
収支（A）－（B）	△ 1,636,939	

4 自主事業（着物レンタル事業）

収入の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額
収入合計（A）	407,000
営業収入（アライアンスフィー）	407,000

支出の部

（単位：円、消費税込み）

項目	金額	
人件費	給料（賞与含む）	0
	手当	0
	法定福利費（厚生福利費含む）	0
	小計	0
管理費	需用費（消耗品費、光熱水費など）	0
	修繕料	0
	役務費（通信運搬費、手数料など）	0
	委託料（施設・設備維持管理に係る委託料など）	0
	使用料・賃借料	0
	公課費（事業所税、印紙税など）	0
	小計	0
人件費＋管理費 小計	0	
営業外費用	0	
特別損失	0	
その他	固定納付金	—
	変動納付金	183,150
	小計	183,150
支出合計（B）	183,150	
収支（A）－（B）	223,850	